

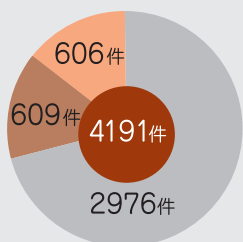
特集

誰もがお互いを尊重し 助け合う社会に



福祉課 ☎ 66♦1106

各種手帳交付状況



- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保険福祉手帳

(平成29年3月1日現在)

障がいの手帳は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の三種類で、認定された障がいの種類や度合いはさまざまです。障がいがある方たちは、多くの工夫を行いながら日常生活を過ごしています。障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、私たち一人ひとりが障がいへの理解を深めることが大切です。

障がいの種類はさまざま

障害者差別解消法の施行から1年。障がいがある方への法整備が進んでいますが、未だ障がいを理由とする差別が解消されていない部分もあるのが現状です。差別を解消するため、一人ひとりの障がいを理解することから始め誰もが暮らしやすい社会を作っていきますよう。

車いすを利用している人が乗り物に乗る時には手助けをしましょう。



筆談など、障がいの特性に応じてコミュニケーション手段を変えよう。

障がいのある本人または家族などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

暮らしやすい社会へ



←音声文字変換アプリ
発する音声を文字変換して表示することができます。

集音器「ソラアドバンス」→
聞き取りづらい音声を聞き取りやすいクリアな音声を発します。



市では聴覚障がいのある方へのコミュニケーション支援として、音声文字変換アプリと筆談アプリを備えたタブレット端末と、集音器「ソラアドバンス」を福祉課窓口 に設置しました。

新たなツールの設置